

平成22年度 税制改正のポイント

民主党政権で初めての税制改正が行われます。話が錯綜して、どの規定がいつから適用になるのか、みなさん不安が多いのではと思います。昨年の年末調整でも、扶養控除の話がありました。税制は、法律により改正されてから適用されることが憲法で決まっていますが、今は法律で決めないで、政令できめることもあり、きちんと勉強していかないと、対応が難しいものもあります。今年の最大の注目点は、「グループ法人税制」にあると思われます。

私も先日の研修会で初めて知ったのですが・・・事務所では、これから勉強会を開きます。その前に、私の知っている改正点で、皆様のお役に立つであろうと思われるものを、少し列挙させていただきます。

まず、皆様は給付付き税額控除という言葉をご存じですか？納税者番号制の導入が前提なのですが、今は、所得税額から控除する税額控除がある場合（たとえば、住宅ローン控除など）引ききれない税額控除分は、切り捨てになっています。それを現金で給付しようというのが、給付付き税額控除です。ただ、これからは、国税庁と社会保険庁を一緒にして、歳入を扱う歳入庁というのを創設し、そこで、社会保険（年金、健康保険）と相殺されるとはしていますが、・・・民主党は消費税率の引き上げはしないと書いています。この給付付き税額控除の仕組みのなかで対応する予定です。法人税では、かねてから不評の多かった“特定支配同族会社の役員給与の損金不算入制度”は廃止されます。ただ、高額な給与に対する給与所得控除は見直しされます。扶養控除の一部廃止は、23年度からです。中小企業退職金共済制度の加入対象者が拡大されます。（続く）

《編集後記》

作家の倉本聡さんが、富良野塾を開いた時の話を聞きました。富良野塾は、自分達の生活費を稼ぐために、農家に出面に出かけるそうです。その時に、この2年間の塾生活のなかで、無理だと感じる生徒は、出面としても農家から認めてもらえない人なんだそうです。要するに、地道な努力をしない人間なんですね。倉本さんも、人が生まれ持った天性の資質なんて、ほんの1%、才能とは、残り99%の努力をする力をもっていることだと言っています、高みにばかり目がいくのではなく、自分の足許を見ながら努力できる人間、山頂を見据えながらも、麓から裾野道を一步一步踏みしめていける人間、そんな人間になりたいですね

前向きになれる“心のつづやき”

常日頃ストレスに囲まれて生活している私達にとっては、そのストレスを和らげることができたらと思います。ストレスとなる出来事は避けられなくても、受け止め方を変えることはできるのではないのでしょうか。ネガティブな言葉をつづやいたなと思ったら、置き換えられる言葉を探してみたいかでしょうか？



ストレスを感じさせる言葉	ストレスを和らげる言葉
「もうだめだ」	「なんとかなる」
「おしまいだ」	「これからだ」
「大変だ」	「たいしたことじゃない」
「自分にはできない」	「大丈夫」
「自分には無理だ」	「できる、できる」
「いやだな」	「やるぞ！」
「やりたくない」	「よし、やろう」
「なんで自分ばかり」	「こういうこともある」
「どうしてこんな目にあうのだろう」	「人間修行だ」
「ゆるせない」	「まあ、いいや」
「頭にくる」	「不愉快なことを考え続けるのは損だ」
「嫌われたかもしれない」	「合わない人がいて当たり前」「人は人、自分は自分」
「失敗するかも」	「失敗は成功のもと」
「うまくいかなかったらどうしよう」	「命を取られるわけじゃない」
「こんな失敗をするなんて」	「次に生かそう」
「なんて自分はダメなんだ」	「いい経験ができた」

いかがでしょうか？私はどちらかというと、いつもプラス思考です。まあ、いいや。さあ頑張ろう。これが私を支えてくれて、今の自分を作ってくれていると思います。皆さん、**今年はこの言葉を口にしよう**と決めてみてはいかがでしょう？健闘を祈ります



日本政策金融公庫 普通貸付金利 2.15%
経営改善貸付 1.85%
平成22年1月15日より